

平成24年 4月17日
評 議 員 会 議 決

役員報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人気象業務支援センター定款第30条第1項の規定に基づき、常勤の理事に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の範囲)

第2条 常勤の理事に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 月額報酬
- (2) 通勤手当
- (3) 特別手当
- (4) 退職手当

(月額報酬)

第3条 月額報酬は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、毎月、代表理事については110万円を上限として、業務執行理事については100万円を上限として、会長が、当該役員の業績及び一般財団法人気象業務支援センターの財政状況を勘案して定める額を支給する。

- 2 新たに常勤の理事となった者にはその日から、常勤の理事が退任したときはその日まで、前項により定めた月額報酬の額を日割りして支給する。ただし、死亡したときは死亡した日の属する月の月額報酬の全額を支給する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、一般財団法人気象業務支援センター職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）を準用した額を支給する。

(特別手当)

第5条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在任する常勤の理事に、月額報酬の額に、別表に定める支給率及び基準日前6か月以内における在任期間に応じた割合を乗じた額を支給する。

(月額報酬等の支給)

第6条 前3条に規定する月額報酬等の支給日及び支給方法並びに月額報酬から控除する額等に関しては、職員給与規則の規定を準用する。

(退職手当)

第7条 退職手当は、常勤の理事が退任し若しくは解任され又は死亡したとき（以下「退任時」という。）に支給する。常勤の理事が死亡したときはその遺族に支

給する。

- 2 退職手当は、法令の規定に基づき控除すべき金額がある場合は、支払うべき退職手当の額からその金額を差し引いて支給する。

(退職手当の額)

第8条 退職手当の額は、月額報酬の額に在任期間1か月につき100分の12.5を乗じた額に、常勤の理事としての引き続いた在任期間の月数を乗じた額とする。

- 2 在任期間の月数は、常勤の理事となった日の属する月から退任時の属する月までの月数とする。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第7条第1項に規定する遺族の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、理事の死亡時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、理事の死亡時に主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にする。祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。その他の親族については理事との親等の近い者を先にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上いる場合には、その人数によって等分して支給する。

(端数の処理)

第10条 この規則による退職手当の計算の結果、100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。

附 則

この規則は、平成24年4月17日から適用する。

別表（第5条関係）

特別手当の支給率及び在任期間に応じた割合

- (1) 支給率

支給時期	支給率
6月	100分の150
12月	100分の150

- (2) 在任期間に応じた割合

在任期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
4か月以上5か月未満	100分の60
3か月以上4か月未満	100分の40
2か月以上3か月未満	100分の20
2か月未満	0